



2025年2月14日

各位

上場会社名 コクヨ株式会社
代表者 代表執行役社長
黒田 英邦
(コード番号 7984 東証プライム)
問合せ先責任者 執行役員
ファイナンス&アカウンティング本部長
本田 仁志
(TEL06-6976-1221)

従業員に対する株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、当社の指定する従業員(以下「対象従業員」という。)を対象とする株式インセンティブ制度として業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

当社は、2030年に向けた「長期ビジョン CCC2030」を策定し、持続的な成長と企業価値向上に向けた取り組みを推進しております。本制度は、対象従業員に対して当社の掲げる業績目標達成のインセンティブを付与し、当社の企業価値の持続的な向上を図るとともに、対象従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

なお、対象従業員の範囲については、まずは幹部従業員を対象としますが、その範囲を拡大していくことを検討しております。

2. 本制度の概要

本制度は、対象従業員に対し、基準となる株式数又は金額、業績評価期間(以下「評価期間」といいます。)及び評価期間中の業績目標を定めて、当該業績目標の達成度等に応じて算出される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型の制度であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付するものです。

本制度に基づく当社普通株式の付与は、当社から対象従業員に対して金銭債権を付与し、対象従業員が当該金銭債権の全部を現物出資して、当社の普通株式の発行又は処分をする従前の方法により行います。

本制度においては、評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象従業員に対して業績目標達成度に応じて当社の普通株式の交付を行います。

- (1) 当社が定める一定の非違行為がなかったこと
- (2) その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社が定める要件を充足すること

なお、本制度に基づく当社の普通株式の付与に当たっては譲渡制限を付するものとなりますが、その概要は以下のとおりです。

- (1) 対象従業員は、当該割当契約により割当てを受けた当社株式(以下「本割当株式」という。)の払込期日から当社が定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)
- (2) 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点又は当社が定める事由に該当した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (3) 当社は、譲渡制限期間中に、対象従業員が法令若しくは社内規則違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社が定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 2025年に適用する本制度の概要

当社は、一定の等級以上の幹部従業員を対象に、2025年1月1日から2025年12月31日を当初の評価期間として、次の内容で本制度を適用します。

当社は、2024年11月27日に第4次中期経営計画を公表いたしましたが、第4次中期経営計画においては、中長期的な利益成長と企業価値向上に向け、EBITDAを重視したフレームワークを設定し、戦略と規律ある投資を実行し、日本・海外における既存事業強化による成長とM&Aによるインオーガニック成長を通じたEBITDAの持続的な成長を追求することを掲げております。

これを受けて、第4次中期経営計画の実現に向けて一定の等級以上の幹部従業員にEBITDAの目標値を達成するインセンティブを付与するため、当初の評価期間においては、EBITDAを業績指標として設定し、その目標達成度に応じて当社の普通株式を付与することにいたします。

また、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図る観点から、付与する当社の普通株式には、5年間の譲渡制限を付することにしております。

なお、第4次中期経営計画の詳細につきましては、2024年11月27日付「第4次中期経営計画「Unite for Growth 2027」の策定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上